

お客さま各位

仙台エルピーガス株式会社

2025 年 10 月検針分

## ガス料金のお知らせ

### 1. 新料金表

| 適 用 区 分                          |         | 料金表A<br>0m <sup>3</sup> ~8.0m <sup>3</sup> まで | 料金表B<br>8.1m <sup>3</sup> ~30.0m <sup>3</sup> まで | 料金表C<br>30.0m <sup>3</sup> を超えるもの |
|----------------------------------|---------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 基 本 料 金<br>( 1 か 月 )             | 消 費 税 込 | 1,094.5000 円                                  | 1,551.8800 円                                     | 3,103.2210 円                      |
|                                  | 消 費 税 抜 | 995.0000 円                                    | 1,410.8000 円                                     | 2,821.1100 円                      |
| 調整単位料金<br>(1 m <sup>3</sup> につき) | 消 費 税 込 | 505.8900 円                                    | 449.4050 円                                       | 397.6830 円                        |
|                                  | 消 費 税 抜 | 459.9000 円                                    | 408.5500 円                                       | 361.5300 円                        |

### 2. 早収料金

早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(支払義務発生日「検針日」の翌日から起算して 20 日(「早収期間」といいます)以内に支払われる料金を早収料金といいます)

### 3. 早収料金の計算例

(従量料金)

$$\boxed{\text{早収料金 (税抜)}} = \boxed{\text{基本料金 (税抜)}} + \boxed{\text{使用量} \times \text{調整単位料金 (税抜)}}$$

※ 1 か月 15m<sup>3</sup> 使用の場合 料金表Bが適用されます

$$1410.80 \text{ 円} + 15\text{m}^3 \times 408.5500 \text{ 円} = 7,539 \text{ 円} \text{ 消費税抜き (円未満切捨て)}$$

$$\text{消費税} \quad 7,539 \text{ 円} \times 0.10 = 753 \text{ 円 (円未満切捨て)}$$

$$\text{支払金額} \quad 7,539 \text{ 円} + 753 \text{ 円} = 8,292 \text{ 円 (消費税込)}$$

### 4. 料金の申し受け

当社は、料金の支払が、早収期間に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後にお支払いされる場合には、早収料金を 3 % 割り増したものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸致します。

## 5. 料金の支払方法

使用者は、料金については口座振替か払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、当社が必要と認めた場合は、当社が伺わせる集金員にお支払いいただくことがあります。

## 6. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関をお願いいたします。
- (2) 料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の口座振替依頼書によりお申込み下さい。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日となります。(毎月末日、ただし末日が休日の場合は、直後の金融機関営業日)

## 7. 料金の払込み(振込)

料金を払込みの方法でお支払いになる場合は、当社の指定した金融機関の当社指定口座にお振込み下さい。

## 8. 遅収料金の支払方法

- (1) 当社は、お客さまが遅収料金をお支払いになる場合は、早収料金に消費税等相当額を加えたものに相当する金額を支払期限日までにお支払いいただき、この金額と遅収料金に消費税等相当額を加えたものとの差額(以下「遅収加算額」といいます)を、翌月以降の料金とともにお支払いいただきます。
- (2) 遅収加算額は、加算して請求する月の料金と同時にお支払いいただきます。

## 9. 支払期限

- (1) 料金は、支払義務発生の翌日から起算して 50 日以内にお支払いいただきます。
- (2) 支払い義務発生の翌日から起算して 50 日目(以下「支払期限日」といいます。)が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延伸いたします。

注：支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、ガスの供給を停止することがあります。